社会全体で子供の資産形成を支援するトランプ・アカウント

橋口　達、佐々木　遼太

▌要　約▐

1. 日本では、子供の資産形成を巡る議論が活発化している。内閣府が 2025 年 6 月 13 日に閣議決定した「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」では、若い世代から資産形成を促進するための環境整備の必要性が指摘されている。
2. 米国では、2025 年 7 月 4 日に成立した「大きくて美しい一つの法案（One Big Beautiful Bill Act）」に、子供向け資産形成制度「トランプ・アカウント」の創設が盛り込まれた。トランプ・アカウントの下で開設される口座は、運用益に係る課税が繰り延べられ、その投資対象は米国株式で構成されるインデックス・ファンドに限定される。拠出者には、親だけではなく、子又は親の雇用主や公益法人も対象に含まれ、2025 年から 2028 年にかけて出生した新生児の口座に対しては、政府が 1,000 ドルを拠出する。
3. トランプ・アカウントは、「全ての子供が米国のアップサイドを共有する権利がある」という理念がベースにある。この理念は、連邦議員に加え、デル・テクノロジーズ創業者のマイケル・デル氏を始めとする米国を代表する企業のトップからも支持されてきた。
4. 日本では、NISA（少額投資非課税制度）のつみたて投資枠における対象年齢の見直しが検討されているが、その際、トランプ・アカウントにおいて採用された、政府から新生児に対して給付金を拠出する点、親の雇用主や財団などの公益法人からの拠出を認める点などは、より多くの子供に資産運用のきっかけを与えるための施策として、参考になろう。

野村資本市場研究所　関連論文等

・岡田功太・橋口達・船津太佑「米国の家計が教育資金を『貯める・増やす』ことを支援する税制優遇制度 529 プラン」『野村資本市場クォータリー』2024 年冬号。
・岡田功太・船津太佑「米国における財団の投資戦略及び助成活動」『野村資本市場クォータリー』2023 年春号。

Ⅰ 必要とされる子供の資産形成の促進

１．次世代の資産形成を目指す日本

日本では、子供の資産形成を巡る議論が活発化している。内閣府は、2025 年 6 月 13 日に、「経済財政運営と改革の基本方針 2025～『今日より明日はよくなる』と実感できる社会へ～」（以下、骨太方針 2025）を閣議決定した[1]。骨太方針 2025 では、資産運用立国に向けた更なる改革を実行することが宣言され、その中で、『全世代の国民が自身のライフプランに沿った資産形成が行えるよう、NISA 制度の一層の充実の検討、金融資産やキャッシュフローの状況を容易に把握できる環境の整備に取り組む』ことが盛り込まれた。

同様に、2025 年 6 月 13 日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」では、資産運用立国の取組の深化の中で、若い世代から資産形成に取り組むことを促進するための環境整備として、『子供支援・少子化対策の一環として、格差の問題や金融リテラシーの水準に留意しつつ、NISA の活用を含め、次世代の資産形成の推進のための具体的な方策を検討する』ことが掲げられた[2]。

このように、日本では、岸田文雄前首相が推進した、国民の資産形成を後押しする資産運用立国へ向けた取り組みをさらに進める方針であり、その中の施策として子供の資産形成も目指されている。子供が早期に資産形成を開始することで、将来の可能性や選択肢を広げ、また親の金銭面での不安や負担を軽減することにもつながると考えられる。

２．トランプ・アカウントの創設を決断した米国

こうした中、米国では、子供の資産形成を促す新たな制度が創設されることになった。ドナルド・トランプ大統領が 2025 年 7 月 4 日に署名して成立した、大型減税や歳出削減策を中心とする「大きくて美しい一つの法案（OBBB：H.R.1 - One Big Beautiful Bill Act）」に盛り込まれたのが、「トランプ・アカウント（Trump Accounts）」の創設である[3]。

トランプ・アカウントとは、子供向けの資産形成制度である。同制度の下で開設される口座（以下、トランプ口座）では、運用益に係る課税が繰り延べられ、その資産運用は米国株式を投資対象とするインデックス型のミューチュアル・ファンド又は ETF（上場投資信託）に限定される。トランプ口座の拠出者には、親だけではなく、子又は親の雇用主や公益法人も対象に含まれ、さらに、2025～2028 年にかけて出生した新生児のトランプ口座に対しては、政府が 1,000 ドルを拠出することで、子供の資産形成を後押しするものである。本稿では、トランプ・アカウント創設の背景や理念、概要、評価について紹介し、日本への示唆を得たい。

---

1 内閣府「経済財政運営と改革の基本方針 2025～『今日より明日はよくなる』と実感できる社会へ～」2025 年 6 月 13 日。

2 内閣官房「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」2025 年 6 月 13 日。

3 内国歳入法の改正により創設された（H.R.1 - One Big Beautiful Bill Act, 2025.）。

Ⅱ　トランプ・アカウント創設の背景と理念

トランプ・アカウントの創設には、アルティメーター・キャピタル・マネジメントの創業者であるブラッド・ガースナー（Brad Gerstner）氏が設立した非営利団体「インベスト・アメリカ」の貢献が大きいといわれている。アルティメーター・キャピタル・マネジメントは、2008 年に創業された資産運用会社であり、マサチューセッツ州ボストンに本拠地を有し、運用資産総額は約 127 億ドル（2025 年 6 月時点）となっている。同社は、メタ・プラットフォームズやエヌビディアなどの上場企業にも投資しているが、ベンチャー・キャピタルとして、配車サービスのウーバー・テクノロジーズや TikTok の運営会社であるバイトダンスなどに出資したことでも知られている。

インベスト・アメリカは、「全ての子供が米国のアップサイドを共有する権利がある」という理念を掲げ、2023 年から、全ての新生児に対して政府が 1,000 ドルを拠出し、米国株で運用する子供向け資産形成制度である、インベスト・アメリカ・アカウントの創設を提唱してきた。これは、全ての子供が出生時から資本市場に参加することで、金融リテラシーを高め、長期間にわたる複利効果、米国経済の成長を享受して将来の選択肢を広げ、また資本主義に対する信頼を醸成するという考えに基づいている。

ガースナー氏は、インベスト・アメリカ・アカウントの提唱にあたり、資本主義こそが今日の米国の繁栄の原動力である一方、近年、若年層の間で資本主義に対する信頼が揺らいでいると主張する。その背景として、若年層は、金融危機によって親が職や老後資金を失う様子を目の当たりにし、その後、住宅価格や学費が高騰したり、ギグ・エコノミーが台頭したりしたために、よい教育を受け、よく働き、社会的地位を向上させるという伝統的な人生の方程式を信じなくなっているといった指摘がある[4]。

また、ガースナー氏は、529 プラン[5]などの子供の資産形成を目的とした既存の制度は、すでに富を築いている家計を中心に利用されているものであり、格差を是正するためには更なる施策が必要であることや、米国で毎年出生する新生児 370 万人に対して一人当たり 1,000 ドルを拠出しても、それは米国国家予算の 0.1%未満に過ぎない、と説明してきた[6]。

インベスト・アメリカの特筆すべき点は、構想の実現に向け、超党派の支持獲得に取り組んできたことに加えて、米国を代表する有力企業のトップからも支持を得たという点である（図表 1）。デル・テクノロジーズ創業者のマイケル・デル CEO やゴールドマン・サックスのデービッド・ソロモン CEO、ウーバー・テクノロジーズのダラ・コスロシャヒ CEO など、様々な業種の米国を代表する企業のトップがインベスト・アメリカ構想の

4　Samuel J. Abrams, “Capitalism Isn’t the Enemy — What Young Voters Really Want,” *American Enterprise Institute*, July 11, 2025.

5　529 プランは、連邦内国歳入法第 529 条に基づき、資金使途を教育資金などに限定することを条件に、運用益及び引出金に税制優遇措置を付した、州ごとに運用される制度である。529 プランの詳細は、岡田功太・橋口達・船津太佑「米国の家計が教育資金を『貯める・増やす』ことを支援する税制優遇制度 529 プラン」『野村資本市場クォータリー』2024 年冬号を参照。

6　Ryan Ermey, “This is ‘the most powerful thing in the world’ for shrinking the wealth gap, says CEO,” *CNBC*, October 2, 2023.

図表 1　トランプ・アカウントへの支持を表明する主な米国企業の代表者

氏名	所属企業・グループ（業種）	役職名
マイケル・デル	デル・テクノロジーズ（IT）	創業者、CEO
マーク・ベニオフ	セールスフォース（IT）	共同創業者、会長兼 CEO
ビル・マクダーモット	サービスナウ（IT）	会長兼 CEO
リサ・スー	アドバンスド・マイクロ・デバイセズ（半導体）	会長兼 CEO
ジェンスン・ファン	エヌビディア・コーポレーション（半導体）	共同創業者、社長兼 CEO
レネ・ハース	アーム・ホールディングス（半導体）	CEO
デービッド・ソロモン	ゴールドマン・サックス（銀行）	取締役会会長兼 CEO
ラリー・フィンク	ブラックロック（資産運用会社）	共同創業者、会長兼 CEO
ウラジミール・テネフ	ロビンフッド・マーケッツ（オンライン証券）	共同創業者、CEO
アンソニー・ノト	ソーファイ・テクノロジーズ（フィンテック）	CEO
ダラ・コスロシャヒ	ウーバー・テクノロジーズ（ライドシェア）	CEO
リッチ・バートン	ジロー・グループ（不動産）	共同創業者、CEO
エイミー・シューマッハ	ザ・ヘリテージ・グループ（建設・化学）	CEO
ボブ・ピットマン	アイハートメディア（マスメディア）	会長兼 CEO

（出所）各種資料より野村資本市場研究所作成

支持者として知られている。ゴールドマン・サックスのソロモン CEO は、米国経済の将来的な成長は、若年層が長期投資の力を理解することにかかっており、同社がインベスト・アメリカ構想を支援できることを誇りに思う、とその理念に共感している[7]。こうした、米国の経済界において影響力のある人物の支持を背景に、インベスト・アメリカは、トランプ大統領や連邦議員に対して、その必要性を訴えかけてきた。

インベスト・アメリカの構想は、テッド・クルーズ上院議員（共和党、テキサス州）らの支持を取りつけ、2025 年 5 月にインベスト・アメリカ法案（Invest America Act）として上院に提出された。インベスト・アメリカ法案は、その後、OBBB に盛り込まれ、2025 年 7 月にトランプ大統領が OBBB に署名したことで、正式に成立した。なお、インベスト・アメリカ・アカウントは、OBBB に盛り込まれた段階で「MAGA（Money Accounts for Growth and Advancement）」へと名称が変わり、最終的に「トランプ・アカウント」と呼ばれるようになった。

また、トランプ・アカウントは、過去の実証実験に立脚した構想でもある。その代表例が、セントルイス・ワシントン大学社会開発センター[8]とオクラホマ州政府らが、フォード財団[9]やメットライフ財団、シティ財団などの資金提供を受け、2007 年に開始したシード・フォー・オクラホマ・キッズ（SEED OK）である。SEED OK は、無作為に抽出された同州の新生児 2,700 人のうち、州政府から 1,000 ドルの拠出付きの 529 プランロ座を開設した半数の実験群と残り半数の統制群を比較し、政府拠出付きの子供向け口座が資産形成に与える影響を検証した。結果、非加入を選択（オプトアウト）しない限り制度に自動加入した実験群では、統制群と比較して資産を保有する子供の割合に約 20 倍の差が生じ

7　The White House, “Trump Accounts Will Chart the Path to Prosperity for a Generation of American Kids,” June 9, 2025.
8　創設者のマイケル・シェラデン氏は、所得の再分配では経済格差の是正に限界があるとし、資産の所有こそがその解決に繋がると提唱している。同氏は、SEED OK の発起人であり、現在も研究責任者を務めている。
9　フォード財団の詳細は、岡田功太・船津太佑「米国における財団の投資戦略及び助成活動」『野村資本市場クォータリー』2023 年春号を参照。

た。また、実験群に限り親などからの追加拠出額が増加し、実験群と統制群の平均運用資産残高に約 3 倍の差が生じたことが示された（2024 年末時点）。

Ⅲ トランプ口座の概要と現在までの反応

1．トランプ口座の概要

1）トランプ口座の仕組みと特徴

トランプ・アカウントは、18 歳未満の子供を受益者とする資産形成制度であり、同制度の下で開設されるトランプ口座では、運用益に係る課税は繰り延べられるが、原則として受益者が 18 歳になるまで引き出しは禁じられ[10]、受益者が 18 歳になると、トランプ口座は個人退職勘定（IRA）となる。IRA は、引き出しが可能になる年齢が 59.5 歳からであり、それ以前の引き出しに対しては、通常の所得税課税に加えて 10%のペナルティ税が課される。ただし、これには例外があり、教育資金、最初の住宅購入費（上限 1 万ドル）、出産・養子縁組の費用（上限 5,000 ドル）などが該当する。すなわち、トランプ口座は、資金を学費や住宅購入などに充当することが想定されているが、受益者は、将来的な老後の資産として保有し続けることも可能である。

トランプ口座を巡る関係図は図表 2 の通りであり、インベスト・アメリカが提唱してきた、全ての子供が米国のアップサイドを共有する権利があるという理念を反映した設計になっている。とりわけ、①多様な拠出者、②投資対象が、米国株式で構成されるインデックス型のミューチュアル・ファンド又は ETF に限定、③財務長官が新生児に 1,000 ドルを付与するパイロット・プログラム、がその特徴として挙げられる。

図表 2　トランプ口座を巡る関係図

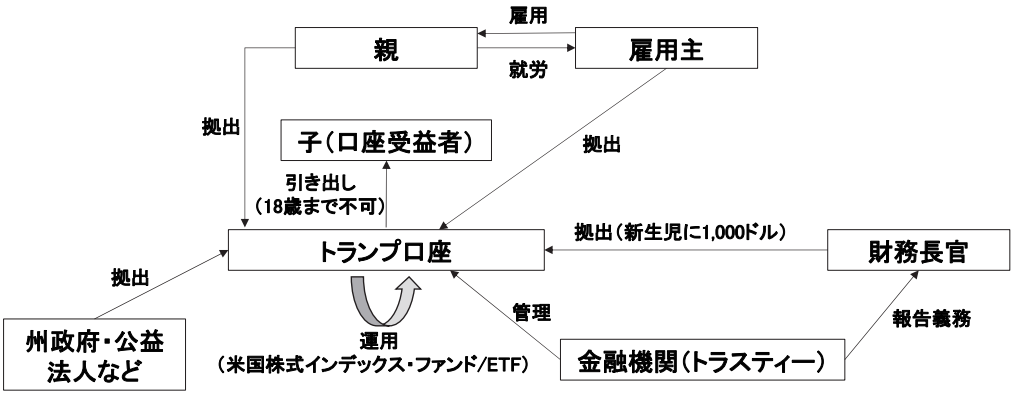

（出所）各種資料より野村資本市場研究所作成

[10] 他の金融機関への移管、ABLE 口座へのロールオーバーは認められている。ABLE 口座とは、障がい者が生活する際に必要な資金を管理するための税制優遇口座である。なお、口座受益者が 18 歳になる前に死亡した場合は、同受益者のトランプ口座は死亡日をもってトランプ口座ではなくなり、資産が相続人に引き継がれる（正確には、引き出しが禁じられているのは、受益者が 18 歳になる暦年の前年 12 月 31 日まで）。

２）親の雇用主、州政府や公益法人による拠出も可能

トランプ口座には多様な主体が拠出可能である。具体的には、トランプ口座の拠出者になれるのは、①親[11]、②親又は受益者の雇用主、③州政府等や公益法人、④財務長官（パイロット・プログラム）である。親からの拠出は課税後所得によって行われる。トランプ口座への拠出額の上限は、②の雇用主拠出と合計して年間 5,000 ドルであるが、③と④による拠出は、当該上限の対象外である[12]。

上記②について、雇用主は、従業員の子又は従業員本人を受益者とするトランプ口座に対して拠出が可能である。従業員は、年間 2,500 ドルを上限として[13]、雇用主からの拠出を総所得から控除可能である。法律事務所ジェナー&ブロックによれば、雇用主は、トランプ口座への拠出を、経費として損金算入できるという[14]。福利厚生の一環として、トランプ口座への拠出を検討する雇用主も出てくるであろう。

上記③について、トランプ口座には、州政府や連邦政府等[15]及び公益法人による拠出が認められている。米国の公益法人は、公共目的事業を行うなどの要件を満たすことで、内国歳入法に基づいて公益性が認められ、法人税非課税などの税制優遇を受ける団体であり、大学、財団、美術館、博物館、図書館、教会などが該当する。

その中でも幅広い分野での助成活動を通じて、社会に貢献している主体として財団が挙げられる。例えば、フォード財団やロックフェラー財団[16]は、寄附金及び運用資産を原資に、教育、医療、芸術、環境問題などの幅広い分野において助成活動を行っている。トランプ口座は、そうした社会的成功者やその一族の社会への還元の新たな受け皿の一つとして位置づけられることが想定される。

トランプ口座において、州政府や公益法人の拠出先は、特定の個人に限定されないように制限が課されている。具体的には、拠出先は、①18 歳未満の全てのトランプ口座受益者、②拠出者が特定する 1 つ以上の州又は適格地域に居住する、18 歳未満の全ての口座受益者、③拠出者が特定する 1 つ以上の暦年に出生した、18 歳未満の全ての口座受益者、のいずれかであることが求められる[17]。ここでいう適格地域とは、トランプ口座受益者が 5,000 人以上居住しており、かつ財務長官により認められた地域を指す。

---

[11] 親戚なども拠出可能であるが、本稿では主な拠出者として想定される親に絞って説明する。

[12] 年間 5,000 ドルの拠出上限は、今後、インフレに連動することとされている。なお、他の金融機関で保有していたトランプ口座の資産の移管は、年間 5,000 ドルまでの拠出の対象外である。

[13] 今後、インフレに連動することとされている。

[14] Matt Renaud, Jenna A. Bressel, “Client Alert: “Trump Accounts” – Tax-Advantaged Savings Accounts for Children,” *Jenner & Block LLP*, July 8, 2025.

[15] 正確には、内国歳入法第 170 条(c)号(1)項に規定する団体又はインディアン部族政府（Indian tribal government）である。米国では、インディアン部族政府は、連邦政府や州と並んで主権を持つ団体として認められている。

[16] ロックフェラー財団の詳細は、前掲脚注 9 の論文を参照。

[17] 後述するパイロット・プログラムは、拠出先を制限する本文①～③の対象外である。パイロット・プログラムでは、対象となる新生児がいったん 1,000 ドルを納税したとみなし、当該 1,000 ドルを財務長官がトランプ口座に戻すというプロセスを経る。

３）運用資産は米国株式を投資対象とするインデックス型ファンド・ETF に限定

トランプ口座の運用商品は、S&P500 やナスダック 100 等に連動する、低コストなインデックス・ファンド又はインデックス型 ETF が中心的な役割を果たしていくことが想定されている。

具体的には、トランプ口座の資産は、①適格なインデックスのリターンに連動する、②レバレッジを用いない、③年間の手数料・経費が投資残高の 0.1%を超えない、④その他財務長官が定める基準、の全てを充足するミューチュアル・ファンド又は ETF で運用される必要がある。適格なインデックスには、S&P500 指数又は、①主に米国企業への株式投資で構成され、②先物契約が取引所で取引されているインデックス、が該当する。しかし、特定の産業やセクターに特化したインデックスは認められていない。

このように、トランプ口座は、基本的には米国企業への株式投資のみが認められているが、これは、前述のインベスト・アメリカが掲げる、米国経済の成長を広く共有する、という理念が表れたものと考えられる。

４）2025～2028 年に出生した子供を対象とするパイロット・プログラム

18 歳未満の個人が対象となるトランプ・アカウントであるが、新たに生まれてくる子供向けの制度として特に注目されているのは、本節で紹介するパイロット・プログラムが開始するためである。

トランプ・アカウントにおけるパイロット・プログラムとは、財務長官が、2025 年 1 月 1 日から 2028 年 12 月 31 日までに出生した、社会保障番号を有する合衆国市民[18]のトランプ口座に対して 1,000 ドルを拠出するプログラムである。親は、今後財務長官が定める時期及び方法に基づき、1,000 ドルを受け取るか否かを選択する。

つまり、パイロット・プログラムは、米国で出生した新生児の多くが一斉に、ミューチュアル・ファンドか ETF を通じて、米国株式に投資を開始することを後押しする施策である。アメリカ合衆国国勢調査局は、今後 4 年間の新生児数を、2025 年が 363.7 万人、2026 年が 364.1 万人、2027 年が 364.5 万人、2028 年が 364.8 万人と推計している[19]。

パイロット・プログラムは、インベスト・アメリカの目指す、全ての子供が出生時から資本市場に参加するための取り組みであり、新生児は長期に渡って複利効果を享受することが可能になる。インベスト・アメリカによれば、トランプ口座において、出生時に 1,000 ドルを受け取り、さらに年間 750 ドルを追加拠出した場合の想定リターンは、図表 3 のようになる。過去 20 年間の S&P500 指数（配当込み）の年率平均

[18] 全ての合衆国市民と、就労許可を得た個人などが社会保障番号を申請できる。戸籍制度がない米国において、9 桁の数字から成る社会保障番号は、個人を識別するために、政府機関や雇用主、金融機関など幅広い主体により利用され、生活の根幹を支えている。合衆国市民について、合衆国憲法修正第 14 条第 1 節は、合衆国に出生または帰化し、その管轄下にあるすべての者は、合衆国及びその居住する州の市民であると定めている。

[19] United States Census Bureau, “2023 National Population Projections Tables: Main Series,” February 12, 2025.

図表 3　出生時に 1,000 ドルを拠出し、年間 750 ドルを追加拠出した場合の想定リターン

	2%	3%	4%	5%	6%	7%	8%	9%	10%
5 歳	5,857	6,045	6,240	6,442	6,650	6,866	7,089	7,320	7,558
10 歳	10,370	10,990	11,654	12,365	13,127	13,943	14,816	15,751	16,751
15 歳	15,352	16,722	18,241	19,926	21,795	23,868	26,169	28,723	31,557
20 歳	20,853	23,368	26,256	29,575	33,394	37,789	42,851	48,682	55,402
25 歳	26,927	31,071	36,006	41,891	48,917	57,315	67,362	79,392	93,805
30 歳	33,632	40,002	47,869	57,609	69,689	84,700	103,377	126,643	155,652
35 歳	41,036	50,355	62,303	77,669	97,488	123,109	156,295	199,345	255,258
40 歳	49,210	62,357	79,863	103,272	134,689	176,980	234,048	311,205	415,674
45 歳	58,235	76,271	101,228	135,948	184,472	252,536	348,294	483,316	674,026
50 歳	68,199	92,401	127,221	177,652	251,092	358,508	516,158	748,131	1,090,104
55 歳	79,200	111,100	158,846	230,879	340,246	507,140	762,805	1,155,580	1,760,203
60 歳	91,346	132,777	197,323	298,810	459,554	715,603	1,125,210	1,782,492	2,839,403
65 歳	104,756	157,907	244,136	385,510	619,215	1,007,983	1,657,703	2,747,073	4,577,466

（注）　縦軸に年齢、横軸に想定年間リターンを置いて試算した値である。
（出所）インベスト・アメリカの X（旧 Twitter）より野村資本市場研究所作成

リターンが約 10.7%であり、4 年制州立大学の年間授業料が平均 11,011 ドル[20]であることを踏まえれば、トランプ口座の資産を元手に大学への進学を検討することも可能であるといえよう。

なお、パイロット・プログラムは、2025～2028 年に出生した新生児のみを対象とする時限措置であるため、2029 年以降に出生した新生児にも同様の手当てがなされるか否かは、今後の立法に委ねられている[21]。

2．トランプ・アカウントに対する評価・反応

1）トランプ・アカウントへの批判と課題

トランプ・アカウントには批判の声もある。例えば、テキサス A&M 大学のロバート・ブロインク教授は、政府拠出と税制優遇の付いた子供向け資産形成制度というのはもちろんポジティブな発想だが、529 プランなど、よりシンプルな既存の制度もあるため、パイロット・プログラムで 1,000 ドルを受け取ったとしても、親がトランプ口座に追加的に拠出するかは不明であると指摘する[22]。

ニューヨーク大学ロースクールが運営する公共政策・税法の専門機関であるザ・タックス・ロー・センターは、トランプ口座の投資対象が、米国株式のみで構成されるインデックス型のミューチュアル・ファンドか ETF に限られており、バランス型ファンドなどが含まれていないことから、仮に進学直前などの引き出し時期に米国の

[20] U.S. News & World Report, “See the Average College Tuition in 2024-2025,” September 26, 2024.
[21] 米国両議院税制委員会は、トランプ口座とパイロット・プログラムの運営に係るコストは、2025 年財政年度から 2034 年財政年度にかけて、約 150 億ドルと見積もっている（The Joint Committee on Taxation, “JCX-30-25,” June 28, 2025.）。
[22] “Debate: Are Trump Accounts for Newborns a Viable Savings Program?” *ThinkAdvisor,* July 17, 2025.

株式市場が急落した場合、資産価値が大幅に目減りする可能性を指摘している[23]。

また、トランプ口座には、現時点で詳細が不明な点も多い。例えば、誰がどのようにトランプ口座を開設するのか明確でない。法文上、トランプ口座は財務長官又は個人によって開設されるが、個人により開設されるトランプ口座への資金拠出は、他の金融機関に既にある受益者が同一のトランプ口座からの資産移管により行われる必要がある、とされている[24]。すなわち、新規のトランプ口座はまず、財務長官によって開設される必要があると考えられるが、親が自主的に子供のためにトランプ口座を開設できるのか否か、内国歳入庁が明確化すべきという指摘がある[25]。トランプ口座への拠出が可能になるのは、2026 年 7 月 4 日からであり、それまでに、財務省や内国歳入庁のガイダンスによって、トランプ口座の具体的な運営に関する詳細が明らかになってくると考えられる。

２）拠出を表明する財団と企業

一方、現時点で既に、トランプ口座への拠出を表明した財団や企業も出てきている。デル・テクノロジーズ創業者のマイケル・デル氏は、従業員の子供のトランプ口座に対してパイロット・プログラムと同額の 1,000 ドルを拠出する方針を打ち出している他、マイケル＆スーザン・デル財団を通じて、多額の拠出を行うとされている。

マイケル＆スーザン・デル財団は、マイケル・デル氏及びその配偶者のスーザン・デル氏が 1999 年に設立した財団であり、資産総額は約 54 億ドルである（2023 年末時点）。マイケル＆スーザン・デル財団のミッションは、「人々の人生を変えるきっかけを作ること」であり、主に子供や若者の教育、職業訓練、金融包摂、医療、公衆衛生の問題の解決に取り組む非営利団体への助成や非上場企業などへの投融資[26]を行っている。マイケル＆スーザン・デル財団が設立以来、非営利団体に助成した金額は累計で 28 億ドルに達しており、非上場企業などへの投融資案件数は累計で 76 件に上る。

また、スペクトラムのブランド名で知られる電気通信事業者のチャーター・コミュニケーションズは、パイロット・プログラムで連邦政府が 1,000 ドルを拠出する従業員の子供に対して、同額を拠出することを表明した[27]。トランプ口座への拠出を福利

---

[23] The Tax Law Center at NYU Law, “Trump Accounts Serve No Clear Purpose and Would Exclude Vulnerable Children,” June 12, 2025.

[24] 財務長官は、確定申告などの情報に基づき、18 歳未満かつ社会保障番号を有していると判断した個人のために、トランプ口座を開設することと規定されている。この点について、確定申告の提出義務がない低所得世帯の子供は、パイロット・プログラムの対象者に含まれない可能性があり、本来最も支援を必要とする子供が制度の恩恵を享受できないおそれがあるという指摘もある（The Tax Law Center at NYU Law, “Trump Accounts Serve No Clear Purpose and Would Exclude Vulnerable Children,” June 12. 2025.）。

[25] California Retirement Advisors, “Six Unanswered Questions on Trump Accounts,” August 8, 2025.

[26] マイケル＆スーザン・デル財団は、デル夫妻の資産を管理・運用する DFO マネジメント（旧 MSD キャピタル）というファミリー・オフィスの助言のもと、非上場企業などに投融資を行っている。米国のファミリー・オフィスの詳細は、岡田功太・船津太佑「多様な投資戦略を採用する米国ファミリー・オフィスーオルタナティブ投資及びインパクト投資の活性化ー」『野村資本市場クォータリー』2023 年冬号を参照。

[27] Charter Communications, “Charter Joins 'Invest in America' Trump Accounts Initiative, Deepening Support for Employees and Their Families,” July 21, 2025.

厚生の一環と位置付け、従業員の子供の将来を応援することで、人材の獲得や維持につなげることを企図していると考えられる。

Ⅳ 日本への示唆

米国は、自国の経済成長の成果を次世代の担い手である子供へと還元することを目的とするトランプ・アカウントの創設を決断した。トランプ・アカウントは、家計、政府、企業、公益法人が一体となって、子供の将来の可能性を広げることを目指している点が特徴的である。パイロット・プログラムをきっかけに、多くの子供がトランプ口座を保有し、金融資本市場に参加する可能性を踏まえれば、今後、米国の金融機関が、トランプ口座を切り口に顧客獲得競争を繰り広げていくことも考えられよう。

日本においては、前述の通り、NISA（少額投資非課税制度）を拡充し、子供を支援することが検討されている。金融庁は、こども家庭庁と共同で、「こども支援の一環としての、つみたて投資枠における対象年齢等の見直し」を令和8年度（2026年度）の税制改正要望に盛り込んだ[28]。現行の NISA は、成長投資枠とつみたて投資枠のいずれも、利用する年の 1 月 1 日時点で 18 歳以上の成人が対象だが、積立による長期投資を後押しするためのつみたて投資枠に限り、対象年齢の引き下げ又は撤廃が目指されている。岸田前首相が会長を務める資産運用立国議員連盟も、同旨の提言を行ってきた[29]。岸田前首相は、提言の理由について、「若者が、新しい人生のスタートを切るときに、ちゃんと蓄えを持って勇気を持って挑戦できる」ようにすることだと説明している[30]。

NISA のつみたて投資枠における対象年齢の引き下げや撤廃は、子供の将来の可能性や選択肢を広げることを目指すという点においてトランプ・アカウントと同様であり、前向きな議論が展開されることが期待される。その際、トランプ・アカウントにおいて採用された、政府から新生児に対して給付金を拠出する点、親の雇用主や財団などの公益法人からの拠出を認める点などは、より多くの子供に資産運用のきっかけを与えるための一段と踏み込んだ施策として、参考になろう。米国におけるトランプ・アカウントの創設やその理念は、子供の資産形成制度の導入を検討する日本にとって示唆に富むものといえる。

28 金融庁「金融庁の令和8年度税制改正要望について」2025年8月29日。
29 「提言全文：資産運用立国2.0に向けた提言」『自由民主党・衆議院議員　小林史明公式サイト』2025年4月23日。
30 「こども支援NISAで『若者の挑戦支えたい』、岸田前首相に聞く」『日経ヴェリタス』2025年6月5日。